

平成 28 年度 社会福祉審議会総会 会議録

- 1 **開催日時** 平成 29 年 3 月 31 日（金） 午後 2 時 00 分～3 時 33 分
- 2 **開催場所** 大阪市役所 屋上階 共通会議室
- 3 **出席委員** 24 名
石田委員、乾委員、上野谷委員、大槻委員、川井委員、北野委員、木下委員
草島委員、小池委員、小林委員、小山委員、島田委員、白國委員、白澤委員
杉本委員、高橋委員、手嶋委員、中尾委員、中田委員、牧里委員、増田委員
宮川委員、三宅委員、矢田貝委員

諫山局長あいさつ

皆さん、こんにちは。福祉局長の諫山でございます。

本日は大阪市社会福祉審議会の総会ということで、年度末の本当にお忙しい中、委員の皆様にはご出席をいただきまして本当にありがとうございます。また、皆様方には福祉行政のみならず本市市政の各般にわたりまして日ごろから多大なご尽力をいただいておりますことを、この場をおかりいたしまして厚く御礼申し上げます。

さて、当審議会におきましてもかねてからさまざまな制度ができ、施策ができ、事業が出てくる中で、制度と制度のはざまにいらっしゃる方々へのご支援をどうやってお届けするのか、あるいは高齢、障がい、子ども、生活困窮などさまざまな複合的な課題を抱えた方々にどうやってアプローチしていくのか、その必要性、あるいは方策等についてご提言、ご意見をいただいていたところでございます。こういった中、国におきましては昨年6月に閣議決定されました一億総活躍プランでございますとか、今年の2月には共生社会の実現に向けた当面の改革の工程ということで発表されているわけですが、いわゆる支える側と支えられる側というふうに区別してしまうのではなくて、地域の方で皆さんがそれぞれ役割を担っていただく。そして自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成していく。そして、もちろん公的な福祉サービスがそこにしっかりと協働してかかわっていくと、そういった考え方も示されているところでございます。

本市におきましては、先立って28日に市議会で29年度の予算をご承認いただいたわけでご

ございますけれども、その中におきまして、総合相談の体制を充実していくという新しい取り組みをモデル的にやらせていただくという中身もあるわけがございます。そのモデルの事業についてまた後ほどご説明もさせていただきますけれども、取り組み状況をしっかりと検証しながら、よりよい地域での対応ができるようつなげてまいりたいと思っております。

それから、私どもの福祉行政を進めていく上での基本となります計画行政につきましては、3つの計画についてでございますけれども、1つは地域福祉の基本計画を新たに策定しておるということでございます。それからもう一つは高齢者の保健福祉計画・介護保険事業計画の次期の計画、そして障がい者の支援計画、障がい福祉計画、これも次期の計画ということで、その3つの計画がそれぞれ30年度からの計画期間ということでございます。したがって、明日から始まる29年度におきましてこれらの計画を策定する本格的な作業に入っていくということでございます。そういった状況も踏まえまして、本日は地域福祉の推進について、高齢者施策について、障がい者施策、そして子ども・子育て支援についてそれぞれご報告をさせていただきたいと思っております。限られた時間でございますけれども、委員の皆様のご忌憚のないご意見をいただくことをお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局（川崎福祉局総務部企画担当課長）

出席委員並びに出席職員の紹介

出席状況の報告、配付資料の確認及び会議の公開について

議 事

事務局（川崎福祉局総務部企画担当課長）

本日は、委員総数28名の過半数を超える23名の皆様にご出席をいただいておりますことをご報告いたします。

それでは、以降の進行につきましては、白澤委員長にお願いいたしたいと存じます。委員長、よろしくお願いいたします。

白澤委員長

皆様、こんにちは。本日は28年度の最後の日で大変忙しい中お集まりいただきましてどうもありがとうございます。

諫山福祉局長からも話がございましたように、1つは一人一人の利用者を丸ごと見ていく、あるいは地域の人たちが主体的に我が事として問題を考えていく、そういうことが非常に大きな課題になってまいります。よく、我が事・丸ごとと、こういうように申し上げるわけですが、そういう中で先ほどのお話もございましたようにモデル事業的に総合相談を大阪市が始めるということで、私たちとしては、今まで審議会でもこのことについては随分審議をしておりますので、そういう意味で大変期待しているところでございます。ぜひすばらしい成果を上げ、日本のモデルになっていただければというふうに思っているわけであります。

ただ、一方で丸ごとの対の概念として我が事という、地域の課題を住民の皆さん方が我が事として感じられるような社会をどうつくっていくのかという、このことについてはまだまだ大阪市も大きな課題を持っておりまして、日本全体で人口が高齢化していく中でどういふふうに自分たちが主体的に、住民の方々が主体的に活躍できるような社会をつくり上げていくか。このことについてはこの審議会でも今後まだまだ議論していかなければならない課題があるかというふうに思います。もう1点、今保育所問題大変大きな話題にもなっておりますが、介護や保育の事業者というのはだんだん多様化していく。こういう中で質と量というのをどううまく確保していくのかというのは大変重要な課題になってきているんだろうと思います。そうした中で、行政の役割というのは多様化する中で、単に監査という機能だけではなかなか解決し得ない問題を、いろんな高齢者の問題や児童の問題なんかで感じるわけがあります。どういふふうな工夫をしてケアの質を高め、それも市民サイドに立ってケアの質を高めていくのか。あるいは人材を確保していくことをどうサポートしていくのか。こういうことが大変問われる状況が今起こっているのではないかと。本日の議論の中にもそうした内容のことが含まれているというふうに思いますが、ぜひ市民サイドに立って質の高い保育や介護というのをどうやはり行政がサポートできるのか、こういう観点でご議論いただければありがたいと思います。

座って進めさせていただきますが、きょうの報告事項でございますが、4点ございます。1点目が地域福祉の推進についてということでございますが、事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。

事務局（平井福祉局生活福祉部地域福祉課長）

事務局の福祉局生活福祉部地域福祉課長平井でございます。座ってご説明をさせていただきます。

私のほうから議題のところの報告事項（１）地域福祉の推進についてというところにつきまして、２点ご報告をさせていただきます。

まず、資料１－１、大阪市地域福祉基本計画の策定についてをごらんください。

この資料の左上にございますこれまでの経過についてご説明いたします。平成12年6月の改正社会福祉法によりまして、平成15年4月以降、市町村は地域福祉計画を策定することが規定されたわけでございます。それを受けまして本市におきましては市域を対象とした地域福祉の具体的推進の方策を記載するとともに、各区の地域福祉アクションプランの推進、市全体での支援方法を記載いたしました第1期、第2期の大阪市地域福祉計画を策定してまいりました。その後、平成24年度からはニア・イズ・ベターの考え方のもと、全区一律ではなく各区が各区の実情に即した地域福祉の推進を図ることを目的に、これまでの計画にかえまして、大阪市地域福祉推進指針を作成したところでございます。この指針は、各区における地域福祉の推進のための方向性を示すものでございまして、各区では指針の方向性をベースとして、各区の実情に応じた区地域福祉ビジョンを策定することとしたところでございます。現在、この指針に基づきまして24区中15区が既に地域福祉ビジョンを策定されており、また、他の9区におきましても現在策定作業中、あるいは策定予定とされているところでございます。また、区独自の福祉施策につきましても充実が図られておりまして、平成29年度では124事業、6億4,900万円が予算計上されているところでございます。このように、この間指針の方向性に基づきまして取り組みを進めてきたわけでございますが、一方で区役所からは、各区に共通する福祉課題や法改正等への対応は統一的な解釈や最低限実施すべきものを局で定め、各区へ具体案を示してほしい。区は、その上で地域の実情に応じた取り組みを進めていく、このようなご意見を頂戴しておりました。また、本審議会におきましても、地域福祉専門分科会におきまして各区を支援するための局の役割を定めた市としての計画を策定する必要がある。さらに、例えば人材育成の課題など市全域において広域的に共通した取り組みを進めるため、市レベルの計画が必要であると、そういったご意見を頂戴いたしました。これらの意見を踏まえまして内部検討させていただき、昨年7月15日の地域福祉専門分科会におきまして、各区の取り組みをさらに強力に支援するため、大阪市地域福祉基本計画を策定す

ること、地域福祉は各福祉分野を横串するベーシックな考え方、施策であることから、計画期間については、高齢者、障がい者等の福祉計画との整合性を図るため、平成30年から32年度とすること、また、計画素案について集中的にご審議いただくために、地域福祉専門分科会のもとに計画策定のための部会を新設することや、幅広い分野からご意見をお聞きするため、分科会の委員に市民の方や各福祉分野の代表者の方を追加することなどをご提案させていただきます、ご承認をいただいたところでございます。

なお、8月には市長に対しましてもこういったことを説明いたしまして、了解も得たところでございます。

また、最下段でございますが、表にもございますとおり、計画期間を表で示したものでございますが、先ほども申し上げましたとおり高齢者や障がい者に係る計画期間と同様、平成30年度から3カ年の計画期間とする予定でございます。

次に、資料の右上の2、地域福祉基本計画についてをごらんください。

計画の策定の体制につきましては、細かい図で恐れ入りますが、地域福祉基本計画の策定体制ということで、庁内会議と社会福祉審議会ということ、その中のイメージを図にしたものでございます。右側の審議会につきましては、地域福祉専門分科会のもとに新たな計画を策定するための地域福祉基本計画策定推進部会を新設の上、本年1月19日に立ち上げの部会を開催したところでございます。この部会では、課題に応じて委員以外の当事者の方やさまざまな福祉活動の担い手の方々等からも幅広い意見を頂戴するため、オブザーバー参加を求めたり、座談会等の開催も行ってまいりたいと考えているところでございます。加えまして、地域福祉専門分科会の委員をこれまで地域福祉分野の有識者のみで構成されておりましたことから、本年2月16日に高齢者、障がい者、児童などの各福祉分野の有識者や、保健医療分野、NPO、社会福祉施設、市民の公募委員の方々等に新たにご参画もいただいたところでございます。

図の左側をごらんください。これはこの市役所の庁内の会議の体制でございます。上段が福祉局長を委員長に、課長級職員を中心とした地域福祉連絡会議でございます。今後、この会議のもと、新たな計画の柱立てごとに、係長級職員によります計画策定作業チームを設置の上、計画の具体的な企画立案と素案の策定作業を進めてまいりたいと思っております。これらの4つの会議をうまく連携させながら円滑に計画策定を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、その右隣の各区の取り組み支援のイメージ図をごらんください。このイメージ図は、

区地域福祉ビジョンを新たに策定する地域福祉基本計画との関係性をイメージ化したものでございます。細かい説明は時間の関係上割愛いたしますが、本市におきましては区地域福祉ビジョンとそれを支援する市の地域福祉計画の両方が連携することで本市の地域福祉をより一層推進していくことを想定しているものでございます。

次に、中ほど左側の新たな計画の主な検討の視点についてごらんください。新たな計画に盛り込む事項につきまして、相談支援体制の整備、福祉人材の育成確保など、分科会や部会等においてご議論いただいている項目を整理したものでございます。今後引き続き検討してまいりたいと存じます。

次に、資料中ほどの右側でございますが、国の動向についてでございますが、冒頭の諫山局長、また先ほどの白澤委員長のお話もございましたが、平成29年の2月7日に厚生労働省が我が事・丸ごと地域共生社会実現本部につきまして、そこが決定いたしました地域共生社会の実現に向けた当面の改革工程が公表されたところでございます。その中で、改革の骨格の1つに地域課題の解決力の強化が掲げられておりまして、現在任意とされている地域福祉計画の策定が努力義務化されるというところになってございます。

最後に、資料最下段の計画策定のスケジュールでございますが、本年の10月末までをめどといたしまして、庁内の検討、あるいは社会福祉審議会等のご意見も頂戴しながら計画素案を策定し、パブリックコメントを踏まえまして、平成30年4月の施行を予定しているところでございます。

続きまして、総合的な相談支援体制でございますが、資料1-2、大阪市における「総合的な相談支援体制」の充実に向けた取組みについてをごらんください。

資料の上段から簡単にご説明いたします。まず、少子高齢化の進行の中で福祉課題が一層複雑化、多様化、深刻化する中で、平成23年3月に当社会福祉審議会から大阪市における総合的な相談支援体制の充実に向けてというご提案をいただきました。その中では、複合課題等を抱えた要援護者の方の的確に対応できる仕組みが必要との問題提起を頂戴しておりまして、具体的には地域の圏域、区圏域、市圏域、それぞれの圏域における相談支援体制の果たすべき機能を明確にし、その役割を果たすとともに、各圏域の機能が有機的、重層的に結びつくことにより効果的、総合的な相談支援体制としての充実が図られなければならないということが示されたわけでございます。その後、平成26年8月に福祉局を初め健康局、子ども青少年局、市民局など、相談支援事業を所管する局と車の両輪として地域福祉を推進する役割を担っております大阪市社会福祉協議会の方にもご参画をいただきながら、相談支援体制

のあり方検討プロジェクトチームを設置いたしまして、相談支援機関の施策横断的な連携に向けた検討を行ってまいりました。こうした検討を進めるとともに、平成27年度からは地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業として、各区社会福祉協議会に見守り相談室を設置いたしまして、地域において埋もれがちに必要な支援につながらず、社会的に孤立している要援護者の方たちを地域の方たちと行政との協働により掘り起こし、適切な支援につなげる事業に取り組んできたところでございます。また、チームにおける検討の中で、相談支援機関や地域住民などの実態把握が必要であることから、実態把握調査を行うことといたしました。まずは相談支援機関の現場における課題を質的に把握するため、平成26年12月から市内43の事業者に出向きましてヒアリング調査の実施、その後、そこから見えてきた課題に対しまして、課題が他の相談支援機関に共通するものなのか、また、他の課題がないのかなどにつきまして、量的に検証を行うため、市内の全ての福祉関係の相談支援事業受託機関293カ所に対しましてアンケート調査を実施しましたところ、100%の回答を頂戴いたしました。各相談支援機関の関心の高さがうかがえるものと思っております。また、各区の地域福祉計画等を策定する際のアンケート調査も活用しながら、住民意識の現状の把握に努めてきたところでございます。

これらの調査によりまして、次の4つの課題を浮き彫りにすることができました。1つは、相談窓口がわかりにくい、2つ目には、相談支援機関の連携が不十分、3つ目には、地域と相談支援機関の連携が不十分、それと4つ目には地域福祉活動の担い手が不足している。以上のことから、社会的に孤立している要援護者の方への支援に加えまして、既存の仕組みでは解決できない複合的な課題を抱えた要援護者の方を支える仕組みの構築が喫緊の課題であることを改めて認識したところでございます。

また、外部有識者の皆様からは、既存の大阪市内の豊富な資源を活用した連携の仕組みの必要性や、見守りネットワーク強化事業との一体的な取り組みが必要であるなどのご意見も頂戴してきたところでございます。さらに、区長会福祉・健康部会からは、施策横断的に連携するためには、各機関を選定、召集するための強い権限が必要であり、そうした役割については区保健福祉センターが主導的にその役割を担うべきとのご意見をいただいたところでございます。

こうしたことから、大阪市における今後の取り組みといたしまして、資料の中段から下段に記載いたしました内容について取り組みを進めていくこととしたところでございます。具体的な取り組みといたしまして、複合的な課題を抱えた要援護者の方に対して、相談支援機

関、地域の方々、行政の3者がそれぞれの強みを生かして連携協働する仕組みを構築すること。また、具体的には区保健福祉センターが旗振りの役を担い、各相談支援機関の担当者や民生委員を初め地域の関係者の方々等が一堂に会し支援方を共有、そして適切な支援につながるための総合的な見立ての場を開催することとしております。この仕組みの特徴といたしまして4つの機能を掲げております。資料下段の基本となる4つの機能ということでお示ししておりますが、身近な相談窓口機能、総合的な相談支援機能、地域と連携する機能、そして地域におけるアンテナ受信機能の4つでございます、それぞれの担い手として括弧の中に入れていただいておりますが、4番目につきましては従来のネットワーク推進員さんが果たしていただいていた役割を相当しております、市政改革プランの中で各区において再構築することとされておまして、各区においてさまざまな形で取り組みが進められているところでございます。

いずれにいたしましても、こうした施策横断的な連携や地域における見守りなど、支え合えることができる地域づくりの取り組みが一体的に取り組みられることで、総合的な相談支援体制の構築が図られるものと考えております。こうした仕組みの実現には地域の方々、相談支援機関等の専門職の方々、そして福祉を担当する行政職員、それぞれにおいて役割、取り組みを担う人材の育成というのが不可欠であると考えておまして、その具体的な対策も含めて今後検討することとしております。

また、これら取り組みの成果といたしまして、1つは個別ケア会議等の強化による施策横断的な支援の構築、2つ目には、問題が深刻化する前に早期に要援護者を把握、対応できる地域づくりを目指すことで、私ども福祉局が局の運営方針に掲げております誰もが住みなれた地域で安心して暮らすことができる地域社会の実現が可能になるものと考えておるところでございます。

最後になりましたが、平成29年度には福島区、東淀川区、平野区の3区においてこのモデル事業として取り組みを進めていく予定でございます。事業の検証を行う中で効果的、効率的な実施方法につきまして事業の検証を行い、さらにこの取り組みを広げてまいりたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

白澤委員長

どうもありがとうございました。ただいまのご説明について何かご意見なりご質問等はご

ざいませんでしょうか。いかがでしょう。

はい、どうぞ。

小山委員

質問です。1点は、これはもういいですけれども、今最後説明いただいた資料のところ、調査の結果に相談窓口がわかりにくい云々という4つの問題が抽出されたということだと思います。なのですが、これはちょっと文句のためみたいになっちゃうけど、その次が結局複合的な課題を抱えた要援護者を支える仕組みが必要だとわかったと、こうなってるんですけども、僕から見たら上に書かれてる発見された4つは必ずしも複合的な課題の話が出てきてないので、アプリアリに複合的な課題がそもそも発見されてて、すべきやと思ってたんじゃないか。そのロジックが本当は通ってない気がします。ただ単に理屈の話が1点です。

次、この状況わからんでの質問なんですけど、複合的な課題を抱えた要援護者に対してすること、また、下へただおろしていただければなく区レベルで一定しっかりと責任をとること、この2つは僕全く同意します。ただ、ちょっとわからんのですけど、実際の目の前にいる複合的な課題を抱えた個人とか家族というのはここでいうと個別ケア会議の主に対象になってくると思うんですけども、そのケースレベルの話を区の保健福祉センターが旗振りの役となって見立てをしたりすることができるのか。逆にここはボトムアップでないのか。ちょっとここら辺がイメージがわからないので教えていただけたらありがたいです。

白澤委員長

どうもありがとうございます。具体的な複合的な課題を持つ人を発見した場合、どのような具体的な展開で支援していくのかというご質問かと思えますけど、いかがでしょう。

事務局（平井福祉局生活福祉部地域福祉課長）

それでは、お答えいたします。

まず、2つあったと思うので、1つは社会的に孤立しているということに加えて、複合的な課題を抱えた要援護者ということ、上の4つの課題というのは合わないんじゃないか、ロジック的にどうなのかというご質問でございます。この間、私どもさまざまな課題を抱えた方ということにつきましては非常にケースを通して、いろんな場面、場面を通してそういうのを実感してるところでございます。そしてまた27年度に見守りネットワーク強化事業

ということで、相談に行けてないようなそういった方について、どういうふうに地域の中から見つけていただいて支援の場に引っ張り出してくるのかということで取り組みを進めてきたわけですが、そうした社会的に孤立している要援護者の多くの方がやはり複合的な課題をお持ちだったということについても分析がこの間出てきてございます。そうしたことから、この中で社会的に孤立している方についての支援に加えまして複合的な課題、そこをしっかりと対応しなければ、また社会的に孤立していつてしまう、そういったことを思っています。そのためには、地域のお力をどうしてもかりなければならないということで、そういったロジックの中でこの施策について検討を進めてまいったわけでございます。

もう一つは、具体的にどのような形になるのかということなんですけれども、まず今思っておりますのが見立ての場ということのイメージなんですけれども、それぞれの個別支援会議というのが少し小さな地域単位で開催されております。例えば包括支援センター等である地域ケア会議、これは本当にその人の周りの方の支援の方を集めてお話をされてますが、我々もそういうものを想定してます。そういう場を活用しまして、そこに、なかなかこれまででしたら、例えば他の支援者、例えば高齢者の方で障がいの方と一緒に同居されてそういう複合課題持っておられるときに、相談支援機関としてほかの事業者を呼ぶわけなんですけれども、なかなか集まってもらえないという現状というのがわかってきました。そこで、区役所の保健福祉センターにご相談いただきましたら、この保健福祉センターのほうで関係する方を選定いたしまして、そしてまた召集しまして既存の地域ケア会議にそういう方を呼んでくると、そういうふうなイメージを持ってまして、新たに何か区レベルで新しい協議体をつくるというものではございませんので、それについてはご確認いただきたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、既存の支援や既存の仕組みというのも活用しながら、できるだけ多くの方たちが参画できるような仕組み、これが総合的な見立ての場というふうなことになると思いますので、よろしく願いいたします。

小山委員

前半のほうについてはささいな形式ですけど、もうこれはやりとりしません。ただ、感想を言うとやっぱりこの紙のつくり方、失礼な添削やけどやっぱり足らん気がします。それはだから逆にいうとこうやって抽出4つされたならそれへの回答がこの今後の取り組みにつながってくると、こういうロジックで書かれるべきなんだろうと思います。だから逆にいうと僕は複合的な話全く賛成です。逆にいうとそれが本来出てきててということになると思いま

す。例えば地域福祉活動の担い手が不足とかは今回は答えはこのシステムからは出てこないわけですね。言いたいのは、今後の複合的な取り組みすることに全く異論ないんだけど、ヒアリングとアンケートでこの4つが出てきて、その結果がこれやというのがどうもきれいにはつながってないなという感想を申し上げただけです。あとのほうは、もう一回だけ質問させてください。おおむね理解しましたけど、そうすると見立ての場は現実には区全体では難しいので個別ケア会議だとかというふうなこともあり得ると。柔軟にいろいろな既存のそういう包括なり何なりで考えると。すると、あくまでも発見はそういう下で発見を、現場に近いところがケースをつかまえた。それが必要に応じて自分ところだけでは難しい、またもう少し広がりを持った対応が必要だと考えたときに、上というのは変な表現ですけど、区レベルへある意味でフィードバックして、必要に応じて区レベルのセンターで何かの召集をかけたりにすることがあると。そういうフィードバックシステムを機能させたいと、こういうふうに考えておられるという理解でいいでしょうか。

事務局（平井福祉局生活福祉部地域福祉課長）

そうですね。基本はそういう形になります。区レベルで何かを検討するという機関ではございませんので、区の保健福祉センターのほうでしっかりとつかんだ上で、そこを権限を持って、例えば誰々さん、ここでケア会議あるからそのときに行ってくださいねということで、その調整をさせてもらうというのが区の保健福祉センターで実施をするというふうなことになるというふうに考えていただいたら結構ですので、おおむねそれで合ってるというようなことでございます。

白澤委員長

よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

中尾委員

実際施設をやってる者としてこの紙に書かれたことや今のご説明見て素朴な質問があるんですけどもね。例えば一番最初の紙に策定済みの区に東住吉区が書いてある。この前の場所で行われた地域福祉連絡会だとか。そのときにもお話をしましたけれども、今の社会

福祉協議会の中にある施設協議会では各区で施設連絡会というのをやっております。その施設連絡会が東住吉にあります。ですが、東住吉区の策定済みなので呼びが全然ございません。それからもう一つ端的に言えば、社会福祉協議会を大分実践部隊として当てにしておられるようですが、私は東住吉区の幹事をやっております。幹事をやって感じるのは、今の仕事にもっと仕事せいというのはかなり無理と違うかという素朴な印象があります。市の社会福祉協議会へ行っても事務局へ行くたびに机が減ってテーブルが減って、随分と社会福祉協議会が、あれ多分財政的に締め上げられてるとは言いませんけど合理化が進み過ぎてる。当てにできる状況にあるのかないのか。そういうことが実際あるわけですね。それから今の説明の中で124事業で6億4,900万という金額が上がってますが、124事業なんて言われたって、どういうものが地域住民にかかわる分野であるのか全然わからないんですね。ですからそれと、これはここで言う話ではないかもしれませんが、財政が本当に計画ができたときにあんじょうしてくれるんですかという。予算的な裏づけはどこまであって、やっぱり人がやる仕事がたくさんあるわけなんですけど、お金がつかない、それから人が配置できない仕事というのはなかなか難しいんじゃないかという素朴な印象がありますけれども、これ意見にとどめていただいて、特に返事してもらわなくてもよろしいですけれども、なかなか難しいんじゃないかなという気がしております。

白澤委員長

どうもありがとうございます。

コメントだということですが、何か事務局から対応することがありましたらお話しいただいたら。いかがですか。コメントなので答えは要らないということなんですけど、いかがでしょうか。よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

お二人からご意見があったわけですが、国全体の流れとしても地域福祉計画が努力義務化ということで進んでいる。もう一度大阪市もそういう意味ではこの各区のビジョンをサポートする意味でも地域福祉計画をきちっとつくっていくと。同時に、今のお話だと横串で、今まで縦割りだったものを横割りにする。そして地域をベースに考えていくような計画をつくりたいというご意向でございます。その中で実際具体的に総合相談どうするのかという話も出てまいりましたが、コーディネーター的な役割で問題を調整していくと。これは都会型の生活問題解決方法だというように国は言ってるわけですが、そういう方法を使って大阪市と

してはやっていくと。こういうお話でございます。よろしいでしょうか。

それでは、第1番目の議題は終わりにさせていただきまして、第2番目の報告に入らせていただきますが、高齢者施策につきまして、次期大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に向けた報告をお願いしたいと思います。

事務局（久我福祉局高齢者施策部高齢福祉課長）

失礼します。福祉局高齢者施策部高齢福祉課長の久我でございます。よろしく申し上げます。

私のほうからは次期大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定につきましてご報告をさせていただきます。座ってご説明をさせていただきます。

それでは、資料2をごらんください。

まず資料2の左上でございますが、高齢者を取り巻く現状・ニーズの把握等ということで、まず高齢化の現状でございますが、平成27年の国勢調査におきましては、本市の高齢者人口は66万8,698人ございまして、高齢化率は25.3%となっているところでございます。前回の計画策定時の比較をさせていただきますと、高齢化率は0.4%増加しているというふうな状況でございます。また、ひとり暮らし高齢者の世帯数につきましては、これも平成27年の国勢調査時点でいきますと42.4%となっております。また、認知症高齢者数につきましては、平成28年4月末現在で6万8,554人となっております、高齢者の伸びよりも大きく増加しているという状況でございます。

次に、その下の高齢者の実態調査についてでございますけれども、高齢者の方やその家族のニーズや実態等の把握のために、高齢者本人、またその家族、介護支援専門員、高齢者施設を対象にいたしまして平成28年7月に実態調査を実施させていただいたところでございます。報告書に現在まとめさせていただいたところでございます。この報告書につきましては後日でございますが本審議会の委員の皆様方にもお送りさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、全国的な動向・背景といたしましてでございますけれども、昨年12月に国の社会保障審議会の介護保険部会におきまして、介護保険制度の見直しに関します意見が出されておりました、それを受けまして3月の介護保険・高齢者保健福祉担当課長会におきまして、この介護保険制度の改正案などが示されたところでございます。

ちょっとその下へ行っていただきまして、現行計画ということで、平成27年度から29年度

までの第6期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の内容を記載させていただいております。4つの基本方針に対しまして重点的な課題ということで1から5までの下線を引いているところがございますけれども、この課題につきましてさまざまな施策を推進するところがございます。まず1でございます。高齢者の地域包括ケアの推進体制の構築ということです。それと2番目が認知症高齢者の支援と高齢者の権利擁護施策の推進、それと3番目が介護予防の充実、市民による自主的活動への支援、それと右に行きまして地域包括ケアに向けたサービスの充実、それと5番目でございますけれども高齢者の多様な住まい方の支援というこの5点を重点課題と位置づけましてさまざまな施策を現在推進させていただいているところがございます。

続きまして、右の上へ行っていただきまして国の動向とか介護保険制度の見直しに関する意見でございます。国の社会保障審議会介護保険部会におきまして、介護保険制度に見直しに関する意見でございます。この意見につきまして2つの大きな柱がございます、まず1つ目が地域包括ケアシステムの深化・推進ということと、2番目に介護保険制度の持続可能性の確保ということで、今後こちらの詳細な内容が示されるというふうになっておりますので、その内容を精査させていただきまして次期計画に反映してまいりたいと考えているところでございます。

それとその次、下へ行っていただきまして右側の中段にございます次期計画の策定に向けてというところがございます。現在の第6期以降の計画につきましては、2025年を見据えまして、重度な要介護状態になっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されます地域包括ケアシステムを段階的に構築するということといたしております。現在、高齢化が進展する中でこの理念を堅持いたしまして、地域包括ケアシステムをより深化・推進するために必要な施策を進めるということといたしております。第7期の次期計画におきましては、この地域包括ケアシステムの深化・推進に向けまして、高齢者を取り巻く現状とか高齢者の家族のニーズを把握させていただくとともに、現行計画の進行状況やその評価、また介護保険制度の先ほども言いましたような改正内容、それと医療計画や本市のほかの計画との整合性などを踏まえまして、計画の枠組みとか重点的な課題及び取り組み等につきまして、高齢者福祉専門分科会におきましてご議論いただき、平成29年度中に次期計画を策定するという予定とさせていただいております。

その計画の策定のスケジュールが右側の一番下のところに書かせていただいておりますが、

高齢者福祉専門分科会の部会でございます保健福祉部会と介護保険部会をそれぞれ2回開催させていただきまして、また親会でございます高齢者福祉専門分科会を2回開催しまして計画の骨子案や素案のご審議をいただき、12月に市民等に広くご意見をお聞きしますパブリックコメントを実施してまいりたいというふうに考えております。その後、翌年の1月、2月には2つの部会、また高齢者福祉専門分科会におきまして最終案をご審議いただきまして、平成30年3月末に第7期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定してまいりたいというふうに考えております。

報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

白澤委員長

どうもありがとうございました。

次期の大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、平成30年度から3年間の計画になるということで、それに向けて現在進行中のお話をいただいたわけですが、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。いかがでしょうか。

それでは、私から1点ご質問させていただきますが、27年から29年の現行計画も地域包括ケアということでは同じテーマだったと思うんですが、今回は深化と推進ということが、どういうふうに深めていくのか、どういうふうに実現していくのかという非常にリアリティのあるような、そういうことが大きなテーマになってくるかと思ったのですが、そういう中で4点書かれている部分なんですが、とりわけ医療と介護の連携が大変重要だというように思うわけですが、そのあたりについて何か今議論になってるようなところがありましたらお話しいただければと思います。医療と介護の連携みたいなもので介護保険連携を深めていくというのは大変重要だと思う。そのあたりいかがですか。

事務局（久我福祉局高齢者施策部高齢福祉課長）

医療介護連携につきましては福祉局と健康局が担当させていただいてるんですけども、健康局が主に医療介護連携に関して区役所と連携するなり、また地域でコーディネーターを設置して医療介護の連携を図っていくなど、その辺の推進をさせていただいてるところでございます。それと、次期計画におきましても、現在国のほうから医療介護連携を推進するのに方向性が、ちょっと右側の上でございますけれども、地域包括ケアシステムの深化・推進というところで、地域の医療介護連携の実態把握とか課題の検討、また課題に応じました施

策立案に関する方法を国が具体化ということで、一定国のほうからこれに関しまして今後方向が示されるような予定にもなっております。それらを踏まえまして次期計画のほうに盛り込んだ形で計画を立てていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

白澤委員長

どうもありがとうございました。

ほかにもございませんでしょうか。

ないようでしたら、次期大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定ということについての報告を終わらせていただきたいと思います。

続きまして、3番目のテーマですが、障がい者施策につきまして、次期の大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定についての報告と、大阪市こころを結ぶ手話言語条例に基づく施策の推進方針策定について、ご説明をお願いしたいと思います。

事務局（西端福祉局障がい者施策部障がい福祉課長）

福祉局障がい者施策部障がい福祉課長の西端と申します。

資料3-1に沿いまして、計画の策定に向けての報告をさせていただきます。座ってご説明させていただきます。

資料の左側に現行計画の概要を記載しております。現行計画は大きく1．総論、2．障がい者支援計画、3．障がい福祉計画の構成となっております。総論についてでございますが、本計画は、障害者基本法に基づく障がい者支援計画と障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画を一体的に策定しております。障がい者支援計画は、計画期間を平成24年度から平成29年度の6年間としておりまして、30年度からの新しい計画を策定していく必要がございます。同じく障がい福祉計画は平成27年度から29年度の第4期計画を策定しておりまして、平成30年度からの計画を策定するということになっております。

総論では、障害者基本法の理念を踏まえまして、基本方針として、（1）個人としての尊重、（2）社会参加の機会の確保、（3）地域での自立生活の推進を掲げまして、さらに計画推進に当たっての基本的な方策といたしまして、資料に記載していますとおり6つの項目をもって施策の推進に取り組むこととしております。

次に、障がい者支援計画でございますが、これは障害者基本法に基づく計画としまして施

策推進の基本的な考え方と方向性を定めるものでございまして、さまざまな分野における施策の基本的な方向性を定めております。第1章は共に支えあって暮らすために、第2章の1は地域での暮らしを支えるために、第2章の2、地域生活への移行、第3章、地域で学び・働くために、第4章住みよい環境づくりのために、第5章地域で安心して暮らすために、こういう項目立てで計画を整理しております。

障がい福祉計画は障害者総合支援法に基づく計画で、障がい福祉サービスの提供に係る計画を定めるものでございます。成果目標としまして、1、入所施設利用者の地域移行、2、入院中の精神障がいのある人の地域移行、3、福祉施設からの一般就労、4、地域生活支援拠点等の整備を掲げて取り組むこととしておりまして、障がい福祉サービスの見込み量を立てて取り組みを進めていくこととしております。

計画の推進に当たりましては、障がいのある方を取り巻く現状とニーズの把握、これをきちっとしていくことが重要であると言われておりまして、次期計画の基礎資料として昨年12月に基礎調査を実施しておりまして、引き続き分析作業を進めてまいりたいと考えております。現状では手帳所持をされている方の人数でいいましたら身体障がい者手帳の交付を受けておられる方が約13万7,000人余り、知的障がいのある方、療育手帳の交付を受けておられる方が約2万4,000人、精神保健福祉手帳の交付を受けておられる方が3万人近くということで、合わせまして20万人近い方が手帳の交付を受けておられるということと、福祉サービスの利用者数としましては2万1,845人という方々となっております。

資料は右側の上のほうになりますが、計画の推進に当たりましては国の動向など施策を取り巻く状況としまして、昨年、障害者総合支援法と児童福祉法が改正されまして、平成30年度から新しいサービスの支援策等を講じられるということで、そういった動向をきちんと踏まえていくことが必要になると思います。また、昨年4月から障害者差別解消法が施行されておりまして、その内容をきちんと計画をし、発達障害者支援法が改正されておりまして、そういった動向もあります。本市の取り組みとしまして昨年1月に大阪市こころを結ぶ手話言語条例が制定されております。その考え方等もきちんと計画に入れていかなければいけないと考えております。特に障がい福祉計画につきましては、市町村の計画の策定に当たりまして国のほうで基本指針をつくるということになっておりますが、今国のほうではその見直しが進められております。見直しの主なポイントとして、黒丸のほうですけれども6つのポイントが掲げられております。また、成果目標案としまして1から5の項目が掲げられておりまして、5の障がい児支援の提供体制の整備ということが新規の成果目標として盛り込ま

れる見込みとなっています。こうしたことを踏まえ、次期計画につきましては障がい者支援計画、障がい福祉計画に加え、新たに策定が義務化されました障がい児福祉計画につきましても一体的に策定することとしていきたいと考えております。

計画期間につきましては、障がい者支援計画は中長期的な計画として平成30年度から平成35年度までの6年間、障がい福祉計画、障がい児福祉計画につきましては国の基本指針に基づき平成30年度から平成32年度までの3年間の策定をしまいたいと考えております。

また、次期計画の策定に向けましては、障がいのある方を取り巻く現状とニーズの把握、現行計画における進捗及び評価、国の動向など状況の変化等を踏まえまして、障がい当事者の方々や学識経験者等で構成する大阪市障がい者施策推進協議会において審議いただき、平成29年度中に計画を策定をしまいたいと考えております。

スケジュールとしましては、障がい者施策推進協議会の中にワーキング会議を設置いたしまして、来年度、明日からですけれども、当初から8月ごろにかけて計画素案を作成し、その後、推進協議会でご審議いただきまして、パブリックコメント等を経て平成29年度中に計画を策定をしまいたいと考えております。

続きまして、資料3-2-1をごらんください。今の、取り巻く状況、動向としまして大阪市こころを結ぶ手話言語条例を申し上げましたけれども、それについて簡単にご説明をさせていただきます。

この条例、昨年、平成28年1月15日、市会で条例案が可決されまして、1月18日から施行されております。条例の内容としましては、ここに記載しております目的や基本理念、そして本市の責務や市民の皆さん、事業者の皆様の役割を規定しております。その上で、手話に関する施策を推進するため、施策の推進方針を定めることになっております。施策の推進方針につきましては、(1)から(4)、手話への理解促進及び手話の普及、手話による情報取得、手話による意思疎通支援、手話を必要とする人への相談支援、こういった項目で策定を進めるということになっておりまして、方針で定める具体的な取り組みの内容をそれぞれ、 、 ということに記載しております。

下のほうに記載しておりますが、推進方針の策定に当たりましては、大阪市の庁内連絡会議であります大阪市障がい者施策推進会議を市の内部組織が連携して推進する体制として位置づけて施策を推進するということとしておりまして、この推進会議のもとに関係課で構成する推進チームを設置いたしまして、方針案の骨子を整備いたしますとともに、ろう者、手話通訳者、その他関係者で構成される推進方針検討会議を設置しまして、施策の推進方針を

策定したところでございます。

その内容につきまして資料3 - 2 - 2をごらんください。大きく枠囲みで示しております4つの項目でこの方針構成されております。特に表面の下のほうに掲載してます 施策の推進方針におきましては、条例に基づく4つの項目ごとに取り組みの方向性と具体的な取り組み内容を整理しております。

そして、この方針案につきましては1月26日から2月24日、パブリックコメントを実施しております、231通のご意見をいただきまして、そういった意見を踏まえ、今月3月14日に最終的な検討会議を経まして策定をしております。今後、大阪市としましてはそれぞれの部局がこの方針に基づいて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

白澤委員長

どうもありがとうございました。大阪市の障がい者支援計画、障がい福祉計画の30年度からスタートする計画の今からの手順についてご説明いただきました。もう一つが、大阪市こころを結ぶ手話言語条例の概要と、その施策の推進方針についてご説明いただきました。両方あわせてご質問、ご意見をお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

中尾委員

大阪府医師会の中尾ですけれども、障がい児福祉計画の策定についてお聞きしたいんですが、国の動向では昨年6月に改正された障害者総合支援法と児童福祉法によって、ここに書いてます黒丸5の医療的ケア児に対する支援（体制整備）ということで、成果目標案では5番目の障がい児支援の提供体制の整備ということが書かれております。そして、今現在重度心身障がい児の医療的ケア、すなわち人工呼吸器を装着している子どもとか、経管栄養をやっている子どもたちに対して、レスパイト入院による親御さんのケアとか、あるいは小児の在宅医療をしている医師の拡充とか、そういうところの部分、この間の状況とかやってるんですけれども、恐らくそこところは障がい部局というよりも保健所がやるべきことなのかなというふうに考えるんですが、今言われている体制整備の福祉のほうの障がいのほうが計画に基づいてどういう体制整備をされていくのかということを確認させていただきたいと思うんですけれども。

白澤委員長

それでは、障がい児の福祉計画ということの中身にも入るのかと思いますが、そのあたりのことにつきまして事務局からご説明をお願いします。

事務局（西端福祉局障がい者施策部障がい福祉課長）

障がい児の福祉計画ということで、先ほどご説明しました国の指針の見直しの中で成果目標ということで障がい児施設の提供体制の整備、その中で項目としましては児童発達支援センターの設置とか重症心身障がいのある児童を支援するための児童発達支援の確保とか、委員ご指摘のありました医療的ケアが必要な児童の支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置ということが見直しの内容ということで検討が進められておりました、私ども特に医療的ケアが必要な児童の支援につきましては、福祉のサービスのみならずやはり今保健福祉センター等も含めて健康局のほうで取り組まれている取り組みときちんと連携していくということが大切だというふうに考えておりますので、教育の分野含めてそういった連携体制を視野に入れながらネットワークをつくっていきたいというふうに考えております。

白澤委員長

よろしいでしょうか。

中尾委員

よろしいです。

白澤委員長

それでは、どうぞ。

小山委員

1つは、今これ見せていただいて、障がい福祉サービスの見込み量とかが具体的にありますが僕の個人の感想ですけどよいなと思いました。定量的な目標を入れていただくというのはいいことなので、ほかのところなんかもあったらいいことだなと思いました。ただ、ぜひ、

僕はすごくこういうのは賛成した上でですけど、1つは絵に描いた餅になっては意味ないですし、さらに逆にいうとそれを実現する余りに無理な何かがあってはまたいけないので、そこは注意しながらですけど、ぜひこんなのをしていただけるのはいいなというふうに僕は評価をします。

あとは、厳密にいうと3つを合わせての組み合わせで、ちょっと全体を通してわからないことなので、いいですか。最初に縦割りを横串にという話や丸ごとという話がありました。厳密にいうと今3つをお聞きしての全体なんですけれども、要は支え合いだとか家族だとかいうのは結局重なる部分だろうと思うんです。担当部局が違うというのは全く理解しますし、法律などがさまざま違うのも理解するんですが、その上で、例えば地域住民の方が、市民の方がこういう計画とかを見たときに、丸ごととかいうてるけど結局いっぱい、何とか地域はこうで、高齢はこうで、障がいはこうでという計画がいっぱいあるとしか見えないと思うんです。もし可能でしたら、要はこのすみ分けたとか関連について、市民から見てわかるように。実際には所属がありますから、ここから先はうちの部署で考えますとか、アヒルが水かきをしてるのは当然ばらばらでいいと思ってるんですけど、わかりやすく言ったとき、このいろいろ計画はいっぱいあるみたいですけど、どんな関係なんですかというふうにもし市民から聞かれたときに、関係を、こういう部分はここでやるんです、こういう部分はここでやるんですみたいな説明が本当はできなきゃいけないと思うので教えていただきたいのと、現実の話をしたら、さらに言うと各部局が連携しなきゃいけない部分というのがあるんだろうと思います。それを例えば人材育成のことですとか、また地域住民キーのところですかは必ずまたがらなきゃいけないと思うんですけど、それについてはどんな形でこの計画で連動させるつもりでおられるのか。そこら辺を一障がいで聞いてるけど全体にわかるようにしていただけたらありがたいです。

白澤委員長

わかるようなわからんような質問。要するに何を言いたいかというのと、要するに縦割りと横割りの計画はあるんだけど、これをもう一回一体的に市民にどう説明するのがあったほうがいいんじゃないかと。要するにそういうことなんですけど、何かいろんな計画があるって市民が見るのではなくて、こういう場合になったらこうなるんだなというような全体像みたいなものが必要になってくる。そして、その土台は横串である地域福祉計画を真ん中に置いて一体的な見せ方ってできないのか、こういうご質問だろうというふうに思うんですけど、

これは地域福祉課に聞いたほうがいいのかかわからないですが、いかがでしょうか。

事務局（坂田福祉局生活福祉部長）

生活福祉部長の坂田でございます。

今委員長言っていただきましたとおり、もともと地域福祉基本計画というのはそういう横串を刺すという計画であるというふうに考えております。その中で、例えば地域づくり、支え合いのための地域づくりというようなことにつきましても私ども地域福祉基本計画に盛り込んでいけないといけないものと思っておりますけれども、それにつきましては例えば介護保険制度で行われている地域づくり、それから生活困窮者支援制度の中で行われてる地域づくりというようにいろんな制度で行われてる地域づくりというようなこともありまして、もちろん社協で行っていただいている地域づくりというのもありますので、そういうのも含めて横串を刺すということが重要なことと思っております。

それから、先ほどの相談支援体制の説明もそういうところにありまして、子どもの貧困とかそういうのも含めた地域でいろんな相談支援、専門的な相談支援基盤があるというものをつないでいくということになっておりますので、その横串を刺してやっていくというのが地域福祉基本計画というふうに考えておりますので、思想としてはそういうふうな形で計画をつくっていきたいと思っております。ただ、今言っていただきましたとおり、それを市民の方にどうわかりやすくお見せしていくかということがこれから計画をつくっていく上での重要な課題というふうに認識しておりますので、そこは注意してやっていきたいというふうに考えております。

白澤委員長

どうもありがとうございます。今小山委員がおっしゃったこと大変重要なことだと思うんですが、とりわけ大阪市はたまたまいいタイミングに、これは国の施策も絡んでくるんですが、30年度に3つの計画がスタートするというところでございますから、ある意味でいいタイミングに3つを合わせるとこういう姿なんです、市民はこういう形でこの3つの計画で安心して生活ができるんです、こういうものを何か提示をしていただくことができれば、せっかく横串と縦の計画がうまくミックスしていくんじゃないか。恐らく行政の中では随分連携をして3つの計画をつくっておられるんだらうと思うんですが、できればそれを具体的な形でフェース、フェースをすり合わせてみるという、そういう作業をやっていただく、こういうことでよろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょう。

牧里委員長代理

多分縦と横をつなぐようなコンシェルジュというのかな、地域コンシェルジュのような人がいないと難しいんじゃないかなと思うんですよ。今そんなたくというので問題になってるでしょう。あんな森友学園なんかそんなたくしてくれて、話つけてくれて、こうなってますよ、あんなってますよと押してくるわけや。上の世界でやってくれるのに何で庶民の世界でやってくれないんでしょうね。そこへ行けばちゃんと聞いてあげましょとかね。そういうのが地域ごとに、町会ごとにあつたら一番いいんだよね。全部聞いてくれて、はいはい、こうなってますとかね。何かもうちょっと縦と横をつなぐような具体的な、こういう人を置きますよとかね。CSWというのはその役割を担ってるんだけどどうもうまくいってないとかね。ここの振り返りからやらないかんのやろうと思いますけれども、そういういろいろ制度を横につなぐと言ったって、結局つなぐ人をうまく見つけて、その人がちゃんと説明能力を持つような力を持たないと、それは無理なんじゃないですかね。やっぱり今まで問題は何かというと個人が全部窓口につながっていくわけよ。縦割りなのよ、要するに。だって皆さんだってそうでしょう。みんな社協いったら地域とか、障がい者は障がい者のところしか行かないしね。横で見るなんていうくせついてへんのやから。我々がそういう目で見れるようにせないかんわね。それともっと地域の地元においたところでそういう人がいて、その人と相談しながらこんな情報が欲しいと言ったら、はいはい、聞いてあげましょとかね。そういうことをもうちょっと真剣に考えていただいたほうがいいんじゃないかなという。もちろんこれを市役所の職員でやれとは言ってますよ。もっとみんないろんな団体とか市民が協力し合ってそういうものができるかなということを考える時期に来てるんじゃないかなということを書いたかっただけです。

白澤委員長

恐らく1番目の総合相談というのは今回コーディネーターを置く、それは市の児童センターですかね、区役所の中に置いていくというのはまさに今そういう牧里先生がおっしゃってるようなものを何とかしていくスタートなんだろうというふうに思いますが、まだそれはしかし相談だけの議論なんです、いろんな施策や、先ほど小山委員がおっしゃっている要するに人材づくりというのも、障がいで作る人材も高齢で作る人材も実は同じ要素を持つてるわけですから、そういうものをどういうふうにするか、せっかく今回地域福祉計画つく

るわけですから、その中に縦割りの部分を入れ込んで全体像をつくるかということをご検討いただき、市民に見える、可視化できるものができてくるんじゃないかなと思いますので、これはそういう意見があったということで事務局のほうでまたご議論いただければと、こういうように思います。よろしいでしょうか。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、もう一つあるんですが、大阪市こころを結ぶ手話言語条例に基づく施策の推進方針の策定につきましてもご説明いただきましたが、それについてもご意見、ご質問ございませんでしょうか。

なければ、最後の議題でございますが、仮称ということですが児童福祉審議会の設置案について事務局のほうからご説明お願いいたします。

事務局（青柳こども青少年局子育て支援部管理課長）

こども青少年局の子育て支援部管理課長青柳と申します。本件について私のほうから説明させていただきます。座って説明させていただきます。

まず、資料4の1ページ目をごらんいただけますでしょうか。児童福祉審議会は児童福祉法に規定する事項を調査するための審議会でございます。本市では昭和62年に社会福祉審議会と統合して、社会福祉審議会の分科会として運営し、現在に至っております。昨年、児童福祉法が改正されまして、子どもの権利や意見尊重、最善の利益の考慮などが明確に位置づけられたことに伴いまして、児童福祉審議会が子どもや家族の意見を聞くなどの手続が新たに規定されるとともに、委員について公正な判断ができるものを選任ということが明確化されました。また、現在国におきまして、子どもや関係機関から審議会が直接意見、苦情などを受け付ける仕組みについて検討が行われるなど、児童福祉審議会の権限が強化されたところでございます。

私どもこども青少年局といたしましては、この児童福祉法の改正に対応するとともに、後ほどご説明いたします児童虐待や子どもの貧困などの課題に集中的に力を入れて議論をしていただきたいと考えておりまして、現行の児童福祉専門分科会という形から児童福祉審議会として独立し、委員数も現行の7名から20名程度にふやして、施設、事業者、利用者など現場の方からの意見を幅広く伺っていきたいというふうに考えております。この設置につきましては平成30年4月をめどとしておりまして、本日委員の皆様方からのご意見を伺い、今後手続を進めていきたいというふうに考えております。

それから、2ページ目をごらんください。左側の現行の社会福祉審議会の組織図となっております。現在の児童福祉専門分科会の機能はそのまま移行し、新たに保育の安全、質の確保を図るために、（仮称）保育安全部会を設けていきたいというふうに考えております。一方で、先ほど報告案件にもありましたように今後の地域福祉基本計画や総合的な相談支援体制の取り組みに当たっては、児童に係る支援もあわせて行っていくことが重要であり、必要に応じて児童福祉審議会の委員に社会福祉審議会の委員を兼任していただくことや、こども青少年局の職員が社会福祉審議会に参画するなど、これまでの社会福祉審議会の機能が損なわれないように福祉局とも連携を図っていきたいというふうに考えております。

次に、3ページ目でございますが、児童福祉審議会での審議内容（案）でございますが、児童虐待に係る相談対応件数が依然として多い中、昨年、児童福祉法が改正され、虐待の発生予防から自立支援まで一連の対策の強化が図られました。区の保健福祉センターの体制強化などが上げられておりますが、今後、区との調整を経て、平成30年度から実施していく予定ですが、その検証を行っていただくなど、児童虐待対策についての議論を行っていただきたいというふうに考えております。

また、子どもの貧困対策につきましては、この4月に取りまとめられる実態調査の結果を踏まえて、平成30年度から事業が本格実施される予定ですが、この事業の評価を含め意見交換を行っていただき、推進本部会議へフィードバックしていきたいというふうに考えております。

その他、各部会の審議内容につきましての報告を受け、意見交換を行っていただきたいと考えております。

委員につきましては、児童福祉にかかわる関係者や医師、弁護士などの専門家、有識者のほか、大阪府警からも参画をいただきまして、年複数回会議を開催し、集中的に議論して有効な施策の立案につなげていきたいというふうに考えております。

本市では吉村市長の子どもを優先する方針のもと、待機児童解消に向けた取り組みなどさまざまな施策を行っておりますが、児童福祉の向上、児童の健やかな育成を目指し、これまで以上に子どもの安心安全な環境の確保に力を入れていく必要があります。ぜひとも児童福祉審議会での議論を進めていきたいというふうに考えておりますので、今回の当局案の趣旨についてご理解をいただきたいと存じます。

私からの説明は以上でございます。

白澤委員長

どうもありがとうございました。仮称ですが児童福祉審議会を新たに設置したい、協議会から独立した委員会をつくりたいということでございますが、これについてご意見、ご質問ございませんでしょうか。

小山委員

やっぱり組織論的には僕理解できる気がするんですけど、一方でいうと横串という話とか、また市民から見てみたいなときに、何か独立するのがわかりにくくなるような気がします。その意味では、昔は設置してたわけですけれども、その後統合されたわけですけれども、そのプロセスで何かできなくなったのか。すごい強い抵抗してるんじゃないです。ただ、やっぱり市民から見てわかりにくいなみたいな。大きい流れが串刺しして、全体を見てという話の中でいうと、児童を重視していくのは全く賛成なんですけど、今実は昭和62年の統合によってこんなことができなくなったんです、その不便があるので今回独立させることによってしっかりしていきたいんですというのならとても理解できるんですけども、そこら辺はどうなんでしょう。

白澤委員長

事務局、いかがでしょう。

事務局（内本こども青少年局局長）

こども青少年局の内本でございます。

60年に統合された経過には1つはできるだけ合理化を図ろうという趣旨があったように聞いております。不便があるかどうかということでは言われますと、メリットも確かにおっしゃっていただいたようにあると思っておりますが、これから児童福祉法の改正の中でこの趣旨を生かすためによりよい児童福祉審議会の位置づけみたいなのを1つ検討いたしたいというのがあります。それと、先ほど申し上げました児童福祉に関しまして、今の森友学園のこととかございますけれども、いろんなところでいろんなことが問題になっておるというところで、児童福祉に対して集中的に審議をしたいというのが今回の趣旨でございます。ただ、先ほど、今も先生おっしゃっていただいたように市民からわかりやすいようにという意味でいいます

と、先ほどからきょうの議題でございます地域福祉計画とかにはやっぱり横串でということがきちっと書いてございますので、そののところにこれまで以上に私どもも関与していきたいなというふうに思っております、事務局のほうもその中にしっかりと参画しますし、社会福祉審議会の中に我々も出席するというようなことも必要ではないかというふうに考えております。また、委員の先生方につきましても地域福祉の部会に、先ほど申しあげましたように強化するとかそういったことを考えまして、今の社会福祉協議会の部分で児童が抜け落ちてしまったということのないようにということでさせていただきたいというふうに考えております。

白澤委員長

よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

乾委員

児童福祉審議会の委員（案）が出ておりますけれども、これ学校関係なんか入らないんですか。これはこども青少年局やから教育委員会は関係ないじゃなくて、足元でやる場合は両方はみな学校で、学校からの把握というのが非常に必要なんですけど、いかがでございますでしょうか。もしくは、それと保育施設になってますけれども、保育と幼稚園と違いますけれども、地域では同じようなケースが出てくることもありますので、あくまでも福祉だけというところまえ方をしないで幅広くやっていただけたら。

事務局（内本こども青少年局局长）

実は委員案につきましては具体的に、これ案でございますので、今おっしゃっていただいたことは一度検討させていただきます。ありがとうございます。

白澤委員長

それじゃ、中田委員。

中田委員

私はたまたま里親審査部会も仰せつかってるんですが、ちょっと理念として、今大きいの

か小さいのか知りませんが8%くらいの方がいらっしゃるというLGBTについて、ちょっと理念的なことでのこの児童福祉審議会ではっきり、里親審査部会に出てくるわけですね、具体的な事例が。それは私は審査部会でやるべきことよりも、もうちょっとちゃんと検討したほうが。事実上、今出てきたので、少し大阪市でどうなさるのかというのは、部会ができることは結構だと思うので。余り想像してないことがある。やっぱり基本的な部分はこういうところで考えていただければいいと思います。

上野谷委員

今国においても児童の問題というのは非常に大きな課題になっておりますし、大阪市はもちろんこの調査結果が出ますと児童問題非常に大変だということよくわかると思うんですが、しかし分離独立というのはメリットとデメリットがありまして、今ここにいらっしゃる人たちはこういう事情で来る人だとわかりますが、5年先になりますと、なぜ分離してこの委員がいるのかということが薄れてまいりましたときが一番怖いと。他の市ではネウボラとか一貫して子どもを生涯という視点、丸ごと・我が事の流れとはやや逆行するというふうな捉え方もできるかもしれない。ですからそういう意味では理念的かつ戦略戦術ともよほどきっちり位置づけられて人選をされてしませんと、今中田委員がおっしゃったような事柄、これが児童福祉審議会だけでできるのかということとか、子どもの障がいのことやりなさいということですから、かなり行政としても意識化をされてやらなければ、10年後に大変なことになることもなきにしもあらずということ踏まえて賛成いたします。

白澤委員長

きょうの1番目の議論が丸ごとの議論をしているということの中で、何か流れとして逆行してる部分あるじゃないかというようなご意見もあるわけです。そういう意味ではぜひ慎重にこの議論深めていただきたい。きょうも委員から障がい児の問題も出ていたわけです。それは障がい者計画の中でどう整理するのか、全く審議会もそこ離れてしまうのかという議論にもなりかねない問題もあるかと思えます。そういう意味では30年度の4月1日からということですから、思いとしては集中的な審議をしたい、効果的、効率的に進めていきたいという思いも、大阪市の子どもの実態ということ考えると大変よくわかる議論でございますから、同時に社会福祉審議会の中でも委員や、きょうの内容であると行政のほうも今までどおりスタッフが参加する、そういう前提での議論というようにお聞きしましたので、そういう

意味ではこの委員会そのものにはそれなりの影響というのは少なくなるのかわかりませんが、いろんな恐らく慎重な議論が出ておりますので、行政の思いも理解をするということの中でご議論いただきたいということで進めていただけたらというように思います。よろしいでしょうか。

少し時間オーバーしたんですが、それ以外に大阪市のほうからご説明するようなものはございませんでしょうか。

なければ、これで社会福祉審議会総会を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

事務局（川崎福祉局総務部企画担当課長）

白澤委員長、ありがとうございました。委員の皆様方には本日もお忙しい中、また長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。

これをもちまして本日の総会を終了させていただきます。